

第1次 五島市自殺対策計画

いのちの充電プラン



令和2年3月

五島市

はじめに



わが国の自殺者は近年減少傾向にあります。五島市におきましては、全国や県と比較しましても高い状態で推移しています。国においては、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、すべての自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。平成29年7月に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という、具体的な枠組みが示されました。

五島市では、「五島市自殺対策計画」の策定にあたり、庁内が横断的に連携し、かつ必要な団体と一丸となって市民のいのちを守り支えることができる計画をめざし、令和元年9月に「五島市自殺対策推進本部」を立ち上げました。

自殺に至る要因は単一の問題だけでなく、健康、生活、家庭、経済など様々な悩みや問題が複合的な要因となっています。複合的な問題は、皆がその問題に気づき、あらゆる角度からの支援が必要となります。そのことを踏まえ、五島市では庁内横断的に関係課で構成された「自殺対策ワーキング会議」、そして連携機関で構成された「自殺対策ネットワーク会議」を立ち上げ、計画の策定にあたりました。

「困っているときにSOSが出せる」「表に出すことができない苦しさに気づく」「気づきをつなぐ」「つないで救う」それができる五島市を目指して、本計画を推進し、市民の皆様が連帯感を持つことができるネットワークを構築していきます。

本計画の策定にあたり、御協力をいただきました各関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月 野口 市太郎

目次

第1章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の趣旨等	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
第2章	自殺対策の推進体制等	4
第3章	五島市における自殺の特徴	
1	自殺者数と自殺死亡率の推移	6
2	自殺者数の男女別の状況	7
3	自殺者数の年齢階級の状況	8
4	自殺者の職業別の状況	9
5	自殺者の原因・動機の状況	9
6	自殺未遂歴の状況	10
7	住民の悩みやストレス、こころの状態の状況（国民生活基礎調査）	10
8	五島市ならではの特徴について	11
9	五島市の自殺の現状～まとめ	13
第4章	いのち支える自殺対策における取組	
1	取り組みの柱	14
第5章	生きる支援関連施策	
1	地域におけるネットワークの強化	16
2	自殺対策を支える人材の育成	19
3	住民への啓発と周知	20
4	児童生徒・若者のSOSの出し方に関する教育	22
5	生きることの促進要因への支援「生きるための手引書」	24
第6章	数値目標と評価指標	
1	数値目標	46
2	評価指標	47
巻末資料		
巻末資料1	計画策定までの経緯	50
巻末資料2	五島市自殺対策推進体制名簿	51
巻末資料3	五島市自殺対策推進本部設置要領	52
巻末資料4	五島市自殺対策ネットワーク会議設置要領	55
巻末資料5	自殺対策基本法	57
巻末資料6	相談窓口一覧	64

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨等

我が国においては、1998年に年間自殺者数が急増し3万人を超えるまで、自殺問題が行政上の課題とされることは少なく、国として基本方針は策定されませんでした。その後も年間自殺者数が3万人を超える状況が、14年間続いていました。2012年以降は、減少傾向にあるものの、年間自殺者数は2万人超と高い水準で推移しており、毎日約60人の方が自殺していることになり、非常事態は続いています。

このような深刻な状況に対処するため、2006年6月、自殺対策に関する初めての法律である「自殺対策基本法」が制定されました。

2016年4月、法制定から10年を機に改正があり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことが明記されました。

基本理念を定めた条項には、「自殺対策は、生きることの包括的な支援」として、「自殺要因の解消に向けた環境整備の充実、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との連携を図り、総合的に実施すること」が求められています。また、「自殺対策計画」の策定は、国だけに義務付けられていましたが、このたび、都道府県・市町村もそれぞれ地域の実情を勘案した「自殺対策計画」を定めることが義務付けられました。

五島市では、2014年から2018年までに41人が、自ら尊い命を落とされており、事態は深刻です。自殺や自殺未遂が、周囲に与える影響は極めて大きく、市全体で対策に取り組んでいくことが重要です。

そこで、「市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されること」「生きることを支えること」「命を守り救うこと」「心の健康づくり」を目的として、五島市の実情と関係各機関の命をささえる取り組みを体系的に整理し、関係各機関が効果的な連携を図り自殺対策を推進できるよう「五島市自殺対策計画」を策定しました。庁内外の幅広い分野の関係部署や連携機関が参画し、横断的な体制を整え、この計画を推進することで、「安全・安心で住みやすさ日本一のしまをつくる」ことを目指します。

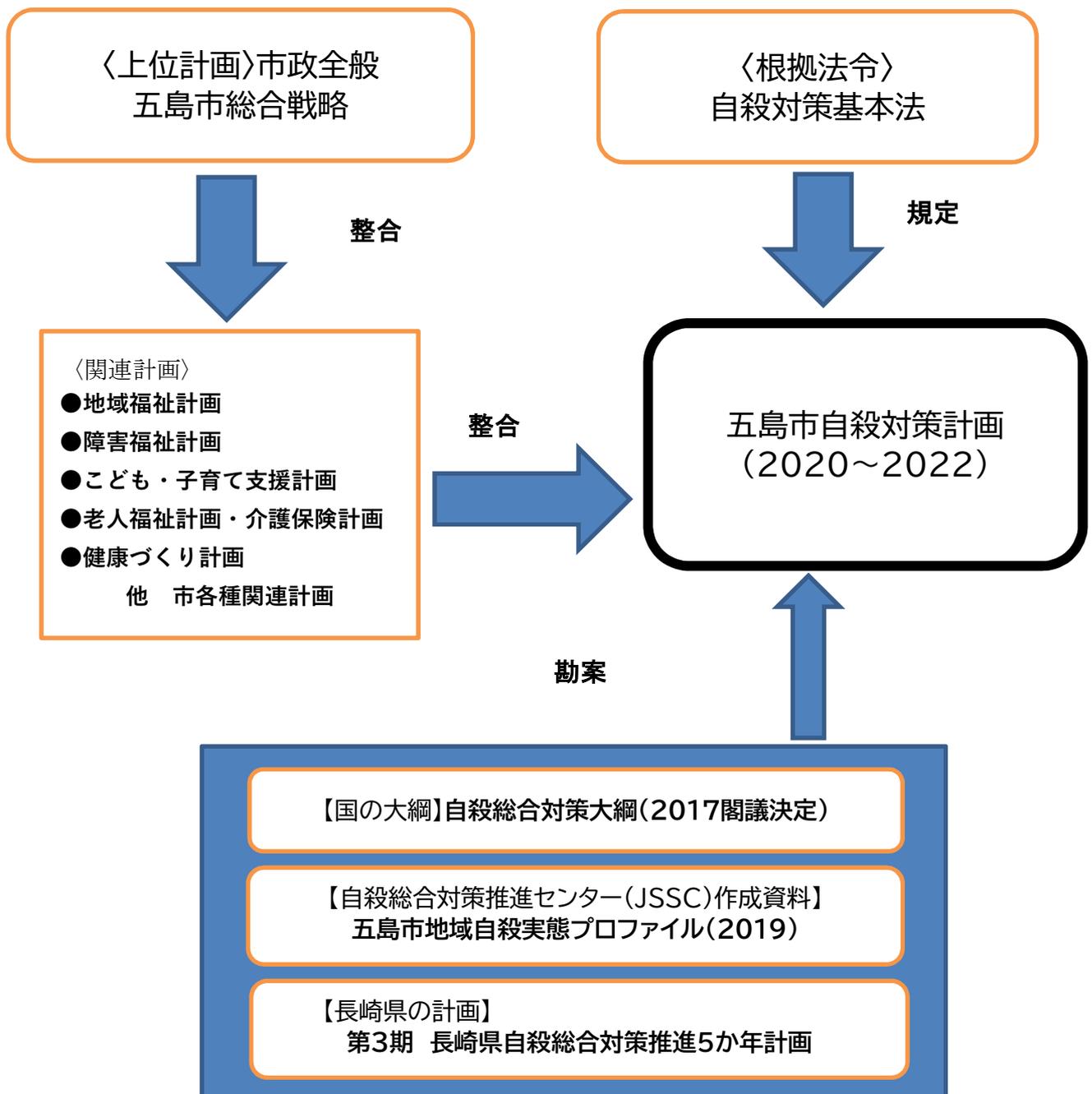
2 計画の位置づけ

(1)国・県の計画等との関係

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、五島市の自殺対策を推進するうえで中心となるものです。国の「自殺総合対策大綱」及び県の「第3期自殺総合対策5か年計画」の方針や目標を十分に踏まえ、整合性を図ります。

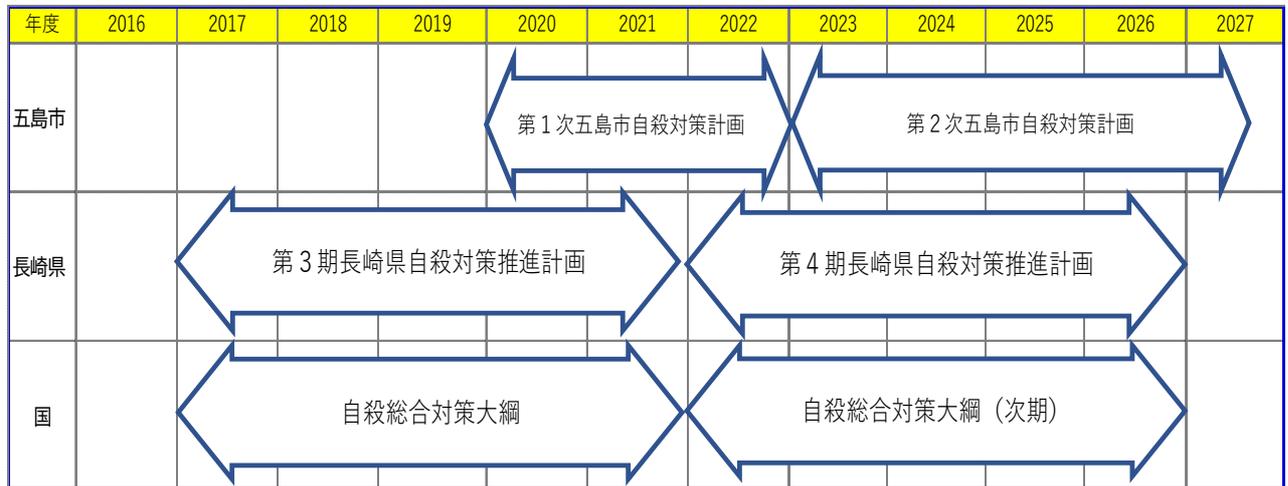
(2)本市の関連計画との関係性

五島市総合戦略を上位計画とし、五島市地域福祉計画等関連する計画との整合性をはかります。



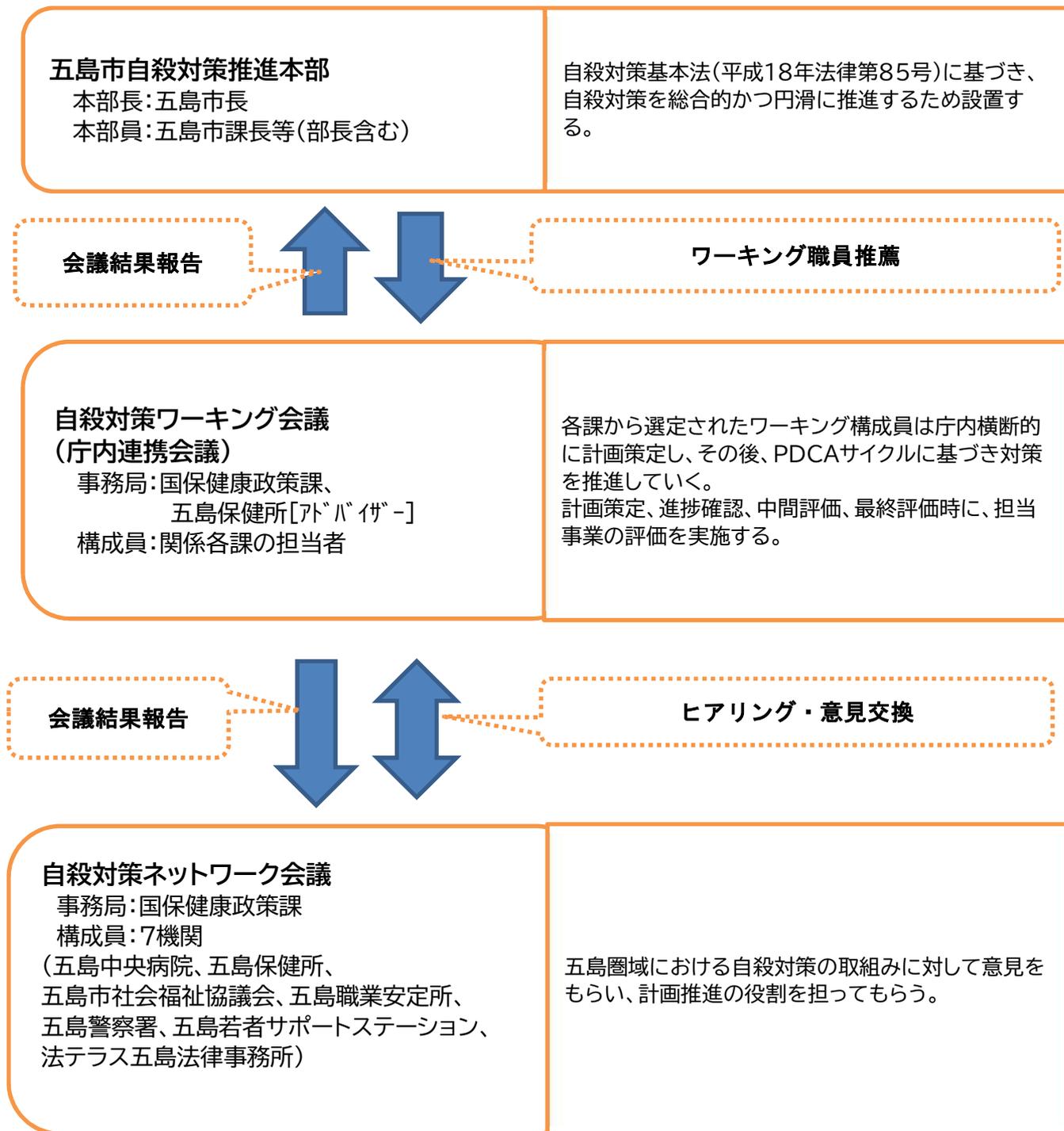
3 計画の期間

本計画期間は、2020年度から2022年度までの3か年とします。自殺対策大綱および長崎県自殺総合対策推進5カ年計画の次期計画が出る2022年度に評価見直しを行い、2023年度より、次期本計画を策定します。

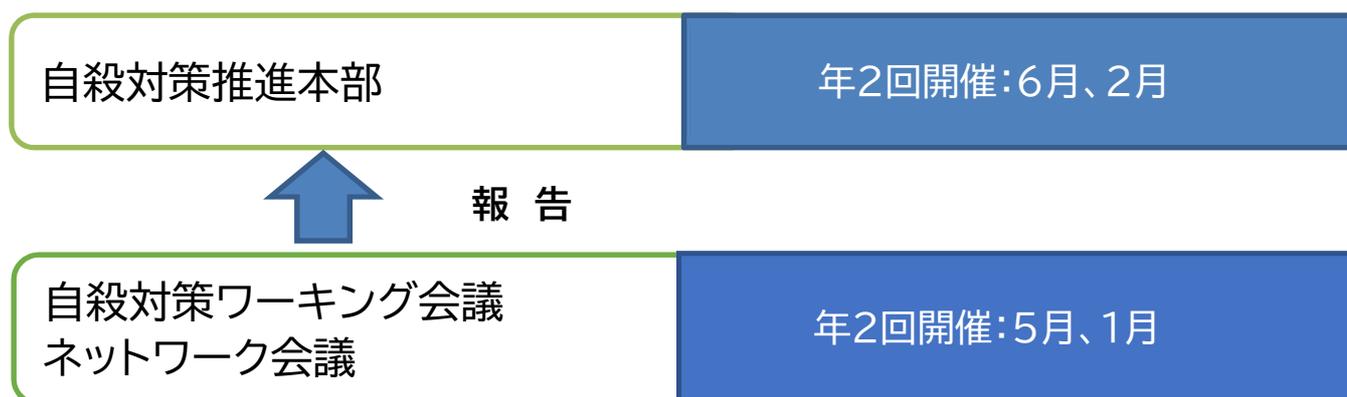


第2章 自殺対策の推進体制等

市における連携協力と各関係機関・団体等による施策の推進と進捗管理を行います。



《計画策定・進捗管理のための会議の開催》



【会議開催スケジュール】

時期	会議	内容	PDCAサイクル
令和〇年 4月	本部員がワーキング構 成員を選出。事務局に 報告。		<p>The PDCA cycle diagram shows three stages: 'Plan' (orange box), 'Do' (green box), and 'Check Action' (green box). Blue arrows indicate a downward flow from Plan to Do, and from Do to Check Action. A curved blue arrow on the right side points from the Check Action stage back up to the Plan stage, representing a feedback loop.</p>
5月	第1回ワーキング・ネ ットワーク合同会議	自殺対策計画の概要説明。 目標指標対策の確認。今年 度推進計画の確認。	
6月	第1回本部会	第1回ワーキング・ネッ トワーク合同会議の報告。今 年度推進計画の確認。	
令和〇年 1月	第2回ワーキング・ネ ットワーク合同会議	今年度の推進状況報告・評 価状況を踏まえての次年度 計画。	
2月	第2回本部会	第2回ワーキング・ネッ トワーク合同会議の報告・評 価、次年度計画。	

第3章 五島市における自殺の特徴

1 自殺者数と自殺死亡率の推移

●全国

全国の自殺者数の推移をみると、1998年に自殺者数が大きく上昇して以降は、3万人を超える高い水準で推移をしていましたが、近年は減少傾向にあります。

●長崎県【図1参照】

長崎県内の自殺者数の推移をみると、全国と同様に1998年に急増しましたが、2018年は241人と最も少ない数となりました。

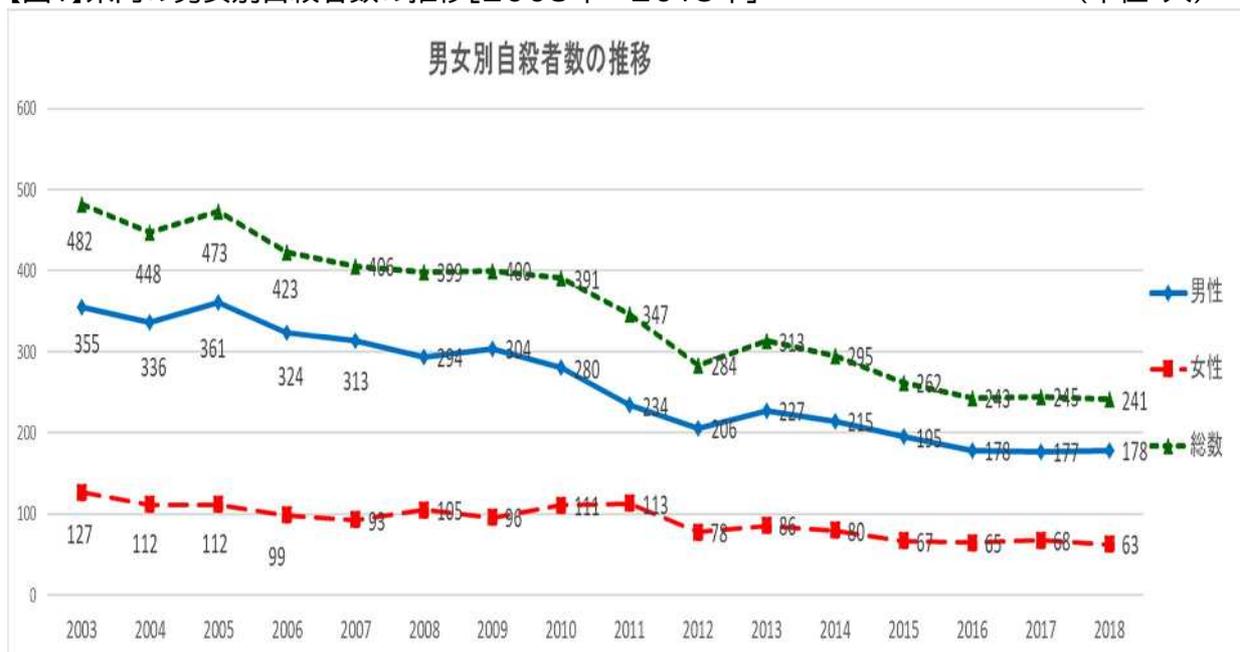
●五島市【表1、図2参照】

五島市の自殺者数は2014～2018年で合計41人（男性29人、女性12人）。

五島市の自殺死亡率（人口10万対）の推移をみると、五島市は県内でも自殺死亡率は高いところで推移しています。また、全国・県と比較すると、2015年では約2倍の数値であり、大幅に高くなっています。

【図1】県内の男女別自殺者数の推移[2003年～2018年]

(単位:人)

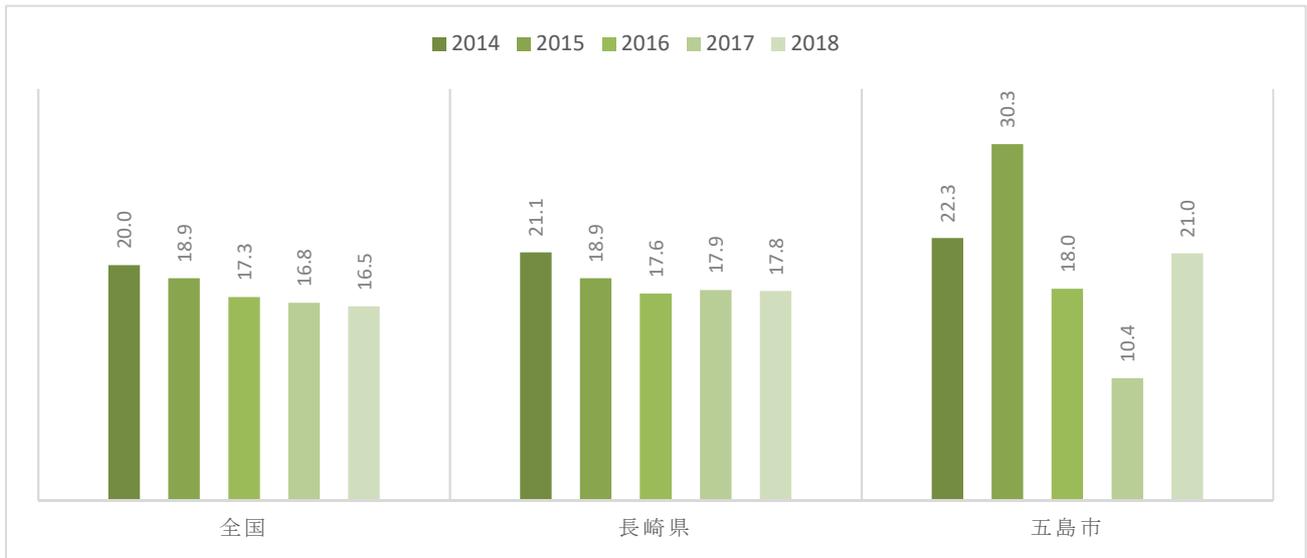


【表1】自殺者数の推移 全国・県比較[2014年～2018年]

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
全国	25,427	24,025	21,897	21,321	20,840
長崎県	295	262	243	245	241
五島市	9	12	7	4	9

長崎県・五島市 地域自殺実態プロフィール(2019)(JSSC2019)より

【図2】自殺死亡率(人口10万対)の推移 全国・県比較[2014年～2018年]

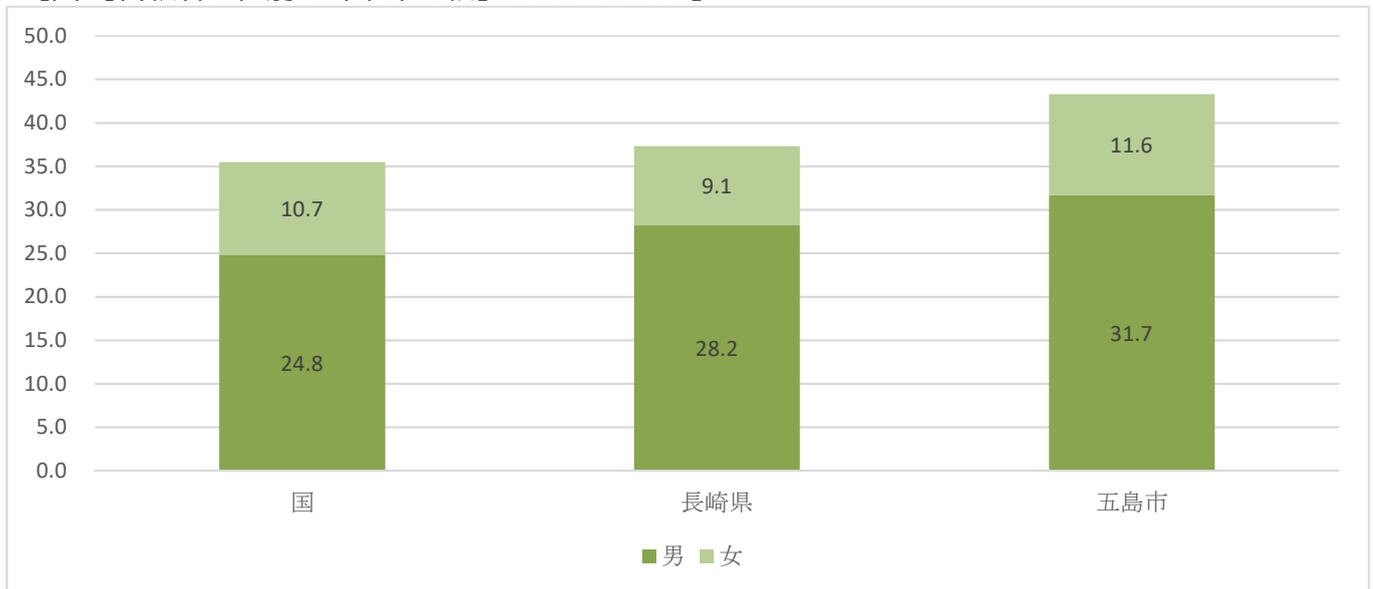


長崎県・五島市 地域自殺実態プロフィール(2019)(JSSC2019)より

2 自殺者数の男女別の状況

自殺者の性別の割合と自殺死亡率(人口10万対)の2014～2018年度の平均を比較すると、国、県、五島市ともに圧倒的に男性の割合が多いことがわかります。

【図3】自殺者の性別 全国・県比較[2014～2018]



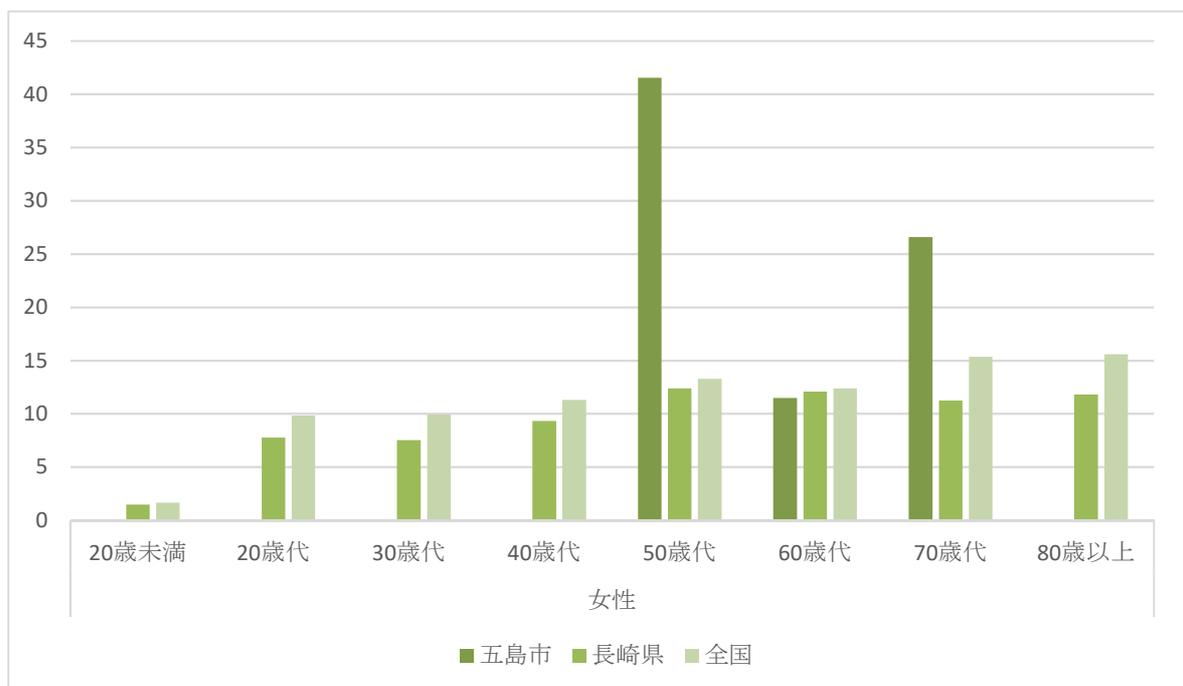
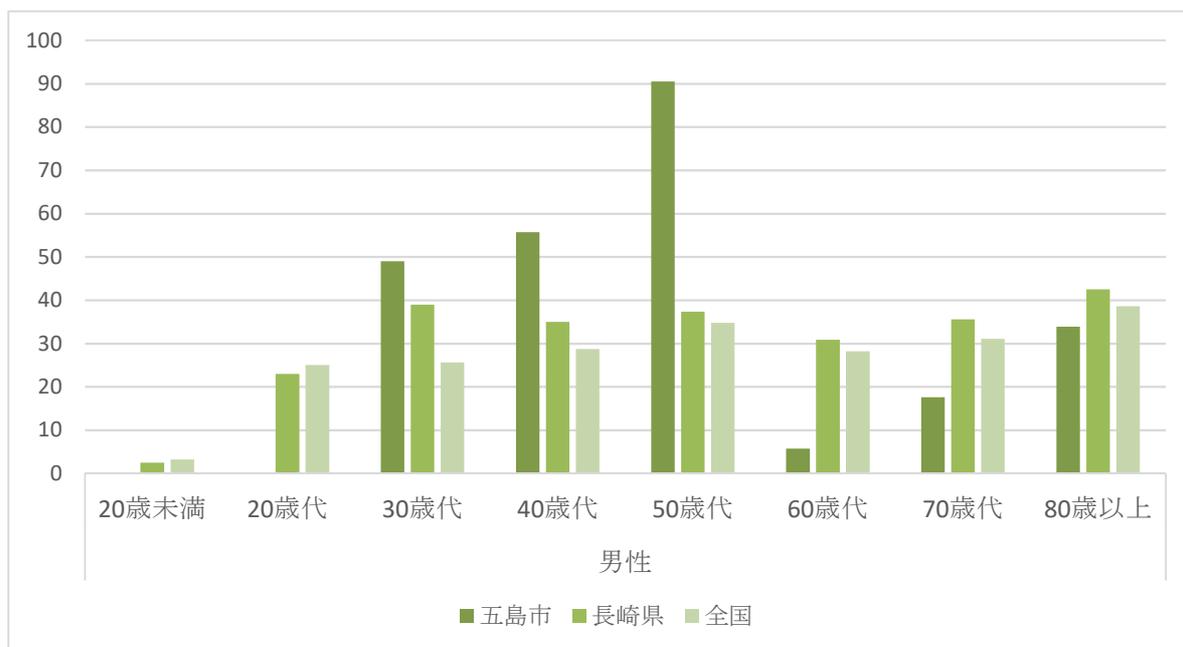
長崎県・五島市 地域自殺実態プロフィール(2019)(JSSC2019)より

3 自殺者の年齢階級別の状況

男性、女性ともに50歳代の自殺死亡率（人口10万対）が、最も高くなっています。

男性は、30～50歳代にかけて、国や県よりも高いところで推移しています。女性は、50歳代、70歳代が最も高く、国や県よりもかなり高い状況です。

【図4】年齢別男女別自殺死亡率(人口10万対)比較 ※2014～2018年平均

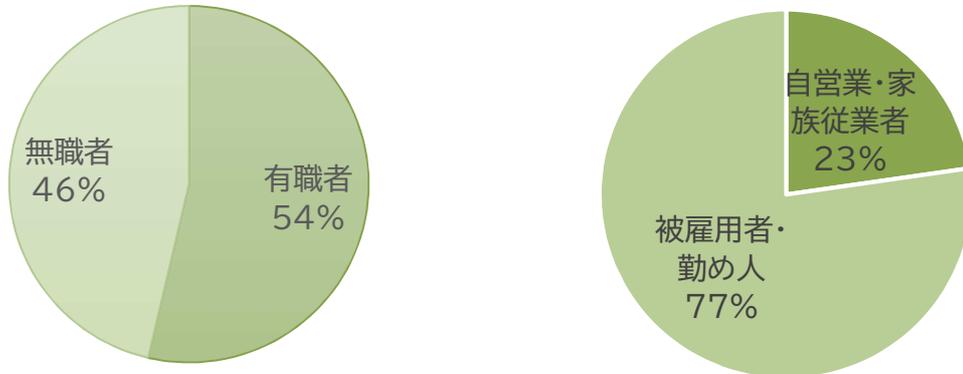


長崎県・五島市 地域自殺実態プロフィール(2019)(JSSC2019)より

4 自殺者の職業別の状況

本市は無職者よりも有職者の自殺率が高い状況でした。

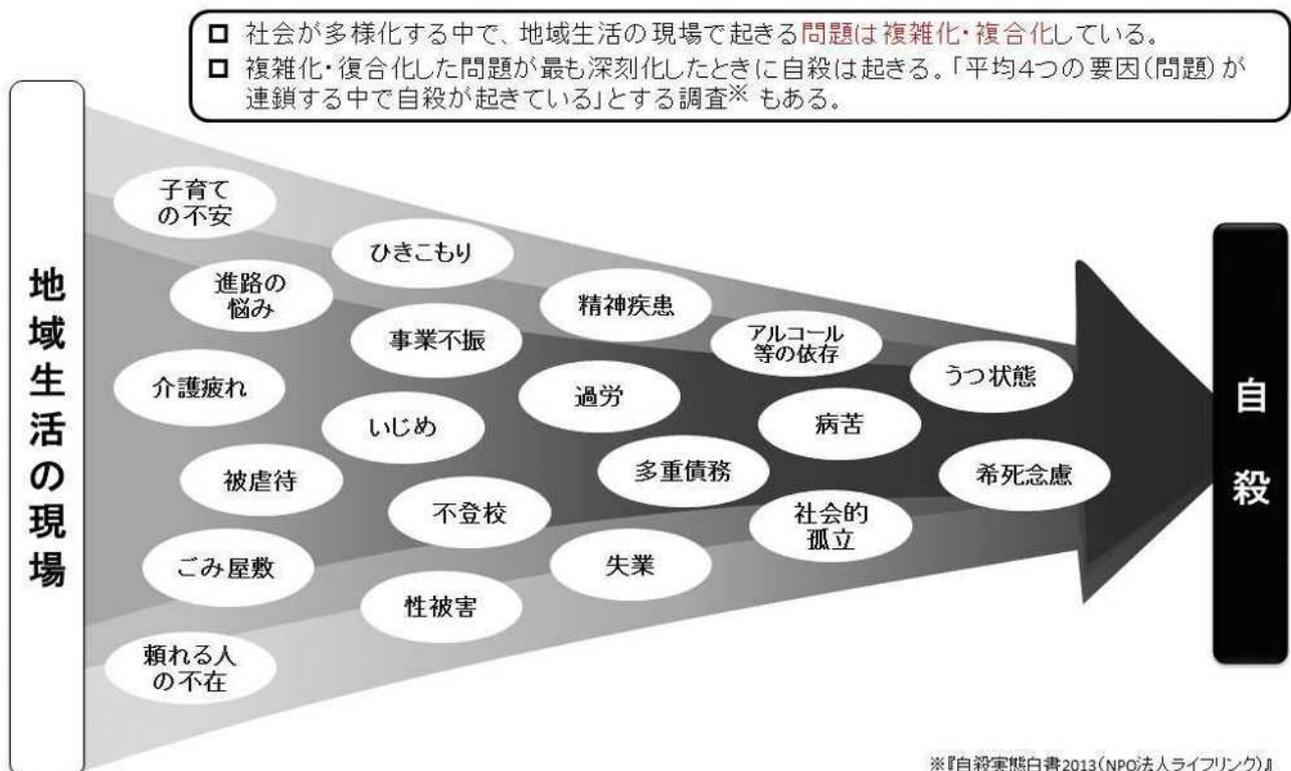
自殺者の職業別状況を見ると、「自営業・家族従業者」が23%、「被雇用者・勤め人」が77%でした。



(警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計)

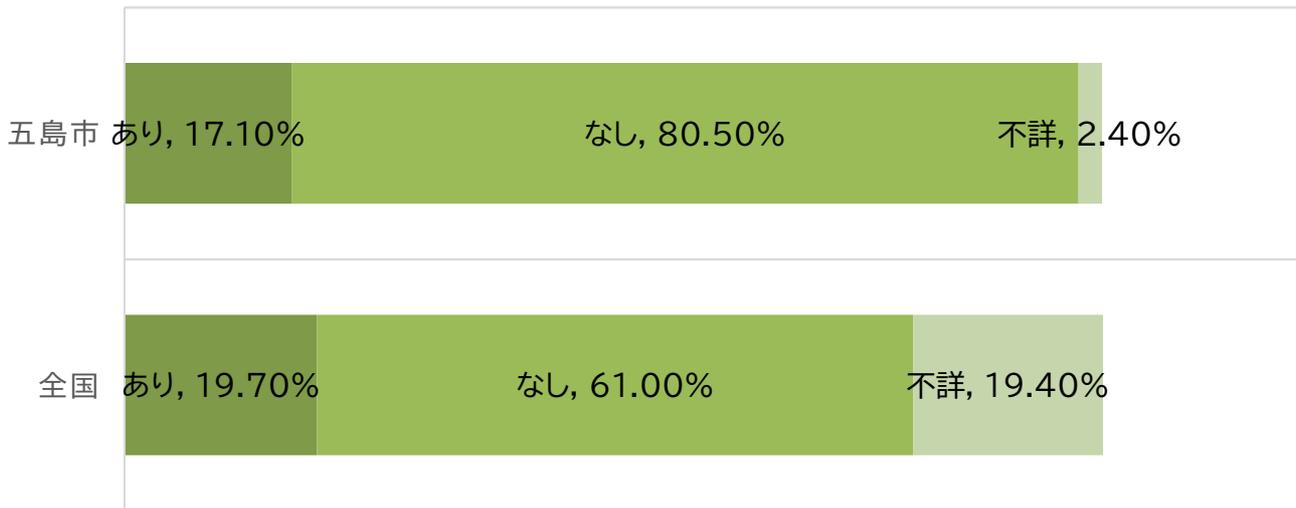
5 自殺者の原因・動機別の状況

自殺の原因・動機で最も多いのが健康問題だと言われていますが、実は、健康問題の背景には、生活苦や借金、過労や介護疲れ、いじめや人間関係等の問題が深く関わっており、そうした複数の問題が連鎖する中で、自殺は起きています。



6 自殺未遂歴の状況

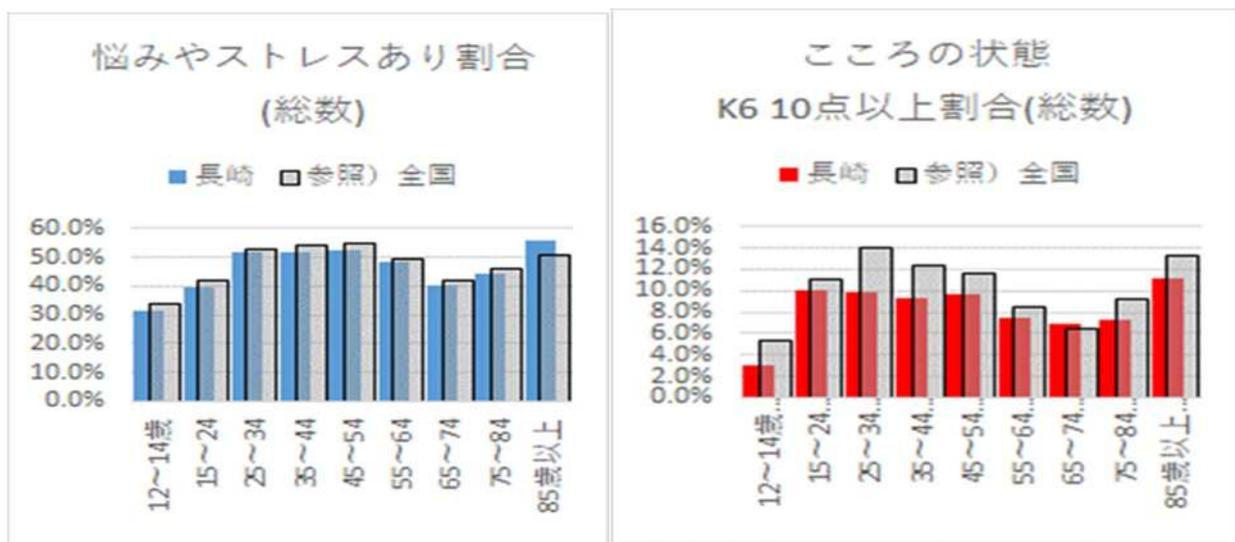
自殺者における未遂歴の有無をみると、「自殺未遂歴あり」が17%、「未遂歴なし」が80.5%でした。全国の割合と比較すると、大きな差はありませんでした。



長崎県・五島市 地域自殺実態プロファイル(2019)(JSSC2019)より

7 住民の悩みやストレス、こころの状態の状況(国民生活基礎調査)

こころの健康に関して市民がどのような意識を持っているか、平成28年国民生活基礎調査では長崎県の結果は以下のとおりです。働き盛りの年代(25~54歳)について、ストレス割合とこころの健康状態があまりよくないものの割合が高い状態です。また、65歳以降は年齢を重ねるにつれて、ストレスを抱えているものの割合とこころの健康状態がよくないものの割合が増えています。



※こころの状態の評価について

K6という尺度を用いています。

K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされています。（点数の範囲は0～24点）。

8 五島市ならではの特徴について

五島市地域自殺実態プロファイル(2019)(JSCC2019)においては、下記の4つの重点パッケージが推奨されました。

【重点パッケージ】

勤務・経営、無職者・失業者、生活困窮者、子ども・若者

※「推奨パッケージ」は下記の「地域の自殺の特徴」の上位の3区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定している。（「主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013に基づき、あくまでも、該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない。）

地域の主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・住居地、2014～2018年合計))

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳 有職同居	10	24.4%	58.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性40～59歳 無職同居	5	12.2%	213.4	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3位:男性20～39歳 有職同居	4	9.8%	45.4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上 無職同居	4	9.8%	16.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳 有職独居	3	7.3%	82.1	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺

また、自殺対策ワーキング会議とネットワーク会議において、五島市ならではの特徴について以下の意見が出ました。

【ワーキング・ネットワーク合同会議(令和2年1月30日実施)における意見】

五島市の特徴

- 移住者が多く、その中には理想と現実とのギャップで苦しむ人が多いのではないか。
- 台風などの災害によって農業・漁業は影響を受け、収入が減るのではないか。
- パチンコ等のギャンブルによって借金などのトラブルを抱えやすいのではないか。

など…

以上のことから

生活困窮者の支援 を
五島市の重点的な取り組み(五島市独自の柱)とします

五島市の自殺の現状～まとめ

《五島市の自殺死亡率》

五島市 > 全国・県

男性 > 女性

男女とも **50歳代** が一番高い。女性は **70歳代** も高い。

有職者 > 無職者

被雇用者・勤め人 > 自営業・家族従業者

未遂歴なし > 未遂歴あり

《重点パッケージ》

勤務・経営、無職者・失業者、生活困窮者、こども・若者

第4章 いのち支える自殺対策における取組

1 取り組みの柱

誰も自殺に追い込まれない五島市を目指し、以下の全国的に推奨されている5つの柱と五島市独自の柱で計画を推進していきます。

《全国的に推奨されている5つの柱》

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 児童生徒・若者のSOSの出し方に関する教育
- (5) 生きることの促進要因への支援

《五島市独自の柱》

- ★ 生活困窮者への支援

《全国的に推奨されている5つの柱》

(1)自殺対策に関するネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応できるように、地域の多様な関係者が連携・協力を図りながら、包括的に自殺対策を推進します。

(2)自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に早期に気づき、対応することが重要となります。「表に出すことができない苦しさに気づく」「気づきをつなぐ」「つないで救う」ことができる人材を育成します。

(3)住民への啓発と周知

自殺対策には、自殺のサインを発している人又はその周囲の人が、相談機関等の存在を知り、適切な支援につながることを重要です。そのため、市民と接する様々な場面を活かして、相談機関等の情報に関する周知を積極的に行います。

また、自殺や自殺に関連した誤った認識や偏見があることから、正しい認識を広げるための啓発活動を行います。

(4)児童生徒・若者のSOSの出し方に関する教育と受け皿づくり

自殺の背景にある様々な要因に対し、対処方法や支援等に関する正しい情報をこどものうちから知り、身につけておくことは、将来の生きる力につながります。そのため、様々な困難やストレスの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育など）を行うとともに、支援を受けることができる受け皿づくり強化を行います。

(5)生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは「生きることの阻害要因」が「生きることの促進要因」を上回ったときといわれています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに併せ、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを推進します。

《五島市独自の柱》

★生活困窮者への支援

複数の課題を抱えることにより生活困窮となった方の中には、自殺のリスクを抱えている人が少なくないことから、関係部署、関係機関がより密に連携を図り、個々に応じた支援を行います。



第5章 生きる支援施策

取り組みの柱に関係各課・関係機関が行っている事業を振り分けました。各事業は、主に事業主管課が対応しますが、状況によって、関係各課や関係機関と連携して、柔軟に、かつ総合的に対応します。

1 自殺対策に関するネットワークの強化

自殺対策を市全体の課題ととらえ、地域の様々な関係者が連携・協力を図りながら、包括的に五島市民の命を支え、生きる力を充電できる対策を推進します。

事業の対象 背景等	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
全市民	地域協働課	地区未来会議 地区座談会	▼住みよいまちづくりのため、地域住民の意見を集約し、課題解決に向けた取組を行っていきます。
	スポーツ振興課	スポーツ愛ランド推進事業	▼気分転換することでリフレッシュできるよう、イベント開催により引きこもり者の社会参加を促します。 ▼スポーツを通してコミュニケーションを図り、競技者同士の友好関係が生まれることで悩み解消などの相互支援につなげます。
		市民体育大会開催事業	▼スポーツを通してコミュニケーションを図ることにより、地域や世代間を超えた相互の支援体制の構築につなげます。 ▼競技を支える競技団体との連携により、引きこもりがちな市民の情報を相談機関に提供します。
	学校教育課	学校と地域のつながり(コミュニティスクール等)	▼学校の現状と取り組みを情報提供して、地域の人も教育活動に参画できる体制づくりに努めます。
	国保健康政策課	・在宅救急当番医事業 ・救急医療対策事業	▼1次救急、2次救急医療機関と連携し、問題を抱えるケースに必要な支援先に繋ぐなど連携体制を構築します。
		五島市調剤情報共有化事業	▼薬剤師による服薬指導の中で問題のあるケースについては、薬剤師会と連携し、必要な助言、適切な支援先につなぐなどの対応を行います。
	法テラス	司法過疎対策事業、 民事法律扶助事業、 司法ソーシャルワーク事業	▼本人に十分な判断能力がない場合の、支援者・関係者からの法律相談を実施します。 ▼ケース会議への出席、法的助言をします。 ▼自治体や社会福祉協議会の他、福祉事務所、福祉従事者との関係構築・連携活動を行います。
	五島警察署	関係団体との連絡会議への参加	▼関係団体との連絡会議に参加します。
	五島保健所	自殺対策を推進するための体制整備への支援	▼各市町がそれぞれの地域特性に応じた相談体制を整備していくことができるよう支援します。 ▼各市町がそれぞれの地域特性に応じた自殺対策を推進していくための体制整備にあたり民間団体と連携していくことを支援します。
自殺対策パンフレットの配布・ホームページ掲載		▼地域職域連携推進会議構成機関等に対し、健康づくりニュースやネットワーク通信にて情報の提供を行います。	

事業の対象背景等	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
全市民	五島保健所	他機関への情報提供	▼自殺関連情報について、関係機関と共有・分析し、実態解明に努めます。
		地域・職域連携推進協議会を開催し、労働者のメンタルヘルスについて協議	▼地域・職域連携推進協議会において、自殺問題に関する関係機関での情報交換・協議を行う
		メンタル面での警察との連携	▼精神保健医療福祉協議会で知識の普及や相談窓口等のパンフレットの設置を警察に依頼します。
高齢者	長寿介護課	総合相談支援事業	▼医療、保健、福祉と個々別々に機能するのではなく生活を軸として総合的に相談できるよう各課と連携して対応します。
		地域包括ケアシステム事業	▼地域包括ケアシステムの拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し、支援へとつなげる体制を整備します。
		個別困難事例の地域ケア会議	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、ケア会議で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげます。
		五島市高齢者見守りネットワーク連絡会	▼ネットワーク連絡会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ります。
子育て世帯	社会福祉課	要保護児童対策地域協議会	▼要保護児童等に関わる関係者が円滑な情報共有を行うことで、関係機関と連携し、自殺防止を図ります。
	学校教育課	保幼小連携 小中連携 中高連携	▼保育園・幼稚園・小学校、小学校・中学校、中学校・高校が連携し、児童生徒及びその家庭を包括的・継続的に支援します。
		いじめ防止対策事業	▼いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会、いじめ問題対策チームの各組織を年度当初に確実に組織します。 ▼各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。
若年者	生涯学習課	青少年健全育成連絡協議会事業	▼協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し、実務上の連携の基礎を築きます。

事業の対象 背景等	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
障がい者	社会福祉課	地域福祉推進事業	▼市地域福祉策定委員会において、調査審議を行い、市民、学識経験を有する者及び社会福祉の関係者の意見を反映させます。
		障害福祉計画策定・管理事業	▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めます。
		地域自立支援協議会の開催	▼自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上で、医療や福祉等の各種支援機関の間にネットワークを構築します。
◎生活困窮者	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	▼自立に向けた支援プランの内容を定め、支援調整会議にて支援体制の確立、関係機関・団体との連絡調整及び社会資源のネットワーク構築を図り適切な支援につなげます。
労働者	五島保健所	労働者のメンタルヘルス対策	▼地域・職域連携推進協議会を開催し、労働者のメンタルヘルスについて協議します。
教職員	教育委員会学校教育課	中学校部活動推進事業	▼部活動の監督指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面があるため、地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援(支援者への支援)を強化します。
		学校職員ストレスチェック事業	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ります。
		多忙化解消事業	▼学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図ります。

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人を増やします。

(1)ゲートキーパー養成講座の開催

事業の対象背景等	担当課・関係機関	事業の概要
関係機関団体等	国保健康政策課	▼市民および相談業務にかかわる関係機関、市職員へゲートキーパー研修を実施します。

(2)ゲートキーパー養成講座の受講

事業の対象背景等	担当課・関係機関	事業の概要
市職員・各課関係団体等	各課	▼相談対応を行う職員等が、連携する可能性のある相談機関等に関する情報を知り、つなぎ役として対応できるようゲートキーパー養成講座を受講します。

3 市民への啓発と周知

市民一人ひとりが自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人を増やします。

(1)リーフレット・啓発グッズによる各種相談窓口の周知

各種事業や相談の場面において、リーフレット等の配布または啓発資料を設置し、自殺対策に関する情報や様々な相談窓口を周知します。

《各種事業等》

ひとり親家庭等生活向上事業、転入届事務、消費生活支援(ヤング)講座、出前講座、各種協議会総会・行事・イベント、奨学金に関する事務、市税課税・収納対応事務・納税相談、公民館講座、図書館の管理、公民館図書室の管理 など

(2)メンタルヘルス・自殺対策等に関する正しい知識の普及

メンタルヘルス・自殺対策に関する正しい知識を普及啓発し、必要に応じ、相談窓口等の周知を行います。

事業名	担当課・関係機関	事業の概要
同和・人権啓発事務 (人権啓発事業)	市民課	▼人権フェスティバル等を自殺対策を啓発する機会とします。
心の健康に関する出前講座の実施	国保健康政策課	▼出前講座の中で、自殺問題とその対応についても言及し、当該問題に関する住民の理解促進を図ります。
生活習慣病予防		▼健康診査やメンタルヘルスチェックの機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行い、必要な場合には専門機関による支援につなぎます。 ▼飲酒状況を把握する中で、飲酒行動の問題を抱える方の情報をキャッチし、関係機関と連携した支援につなげます。
心の健康づくり講座等の開催		▼心の問題を抱える方の中には自殺リスクの高い方が少ないため、講演会の中で自殺問題を取り上げ、啓発の機会とします。

(3)自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)における啓発

公共施設等にコーナー設置、保健事業等において、自殺対策について啓発を行います。

事業名	担当課・関係機関	事業の概要
図書館の管理 公民館図書室の管理	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ▼図書館を、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に、住民に対する情報提供の場として活用します。 ▼自殺予防や自己啓発等の書籍の購入を行うとともに、企画本のコーナーの設置やリーフレットの配布等と連動して対応することで、自殺予防の周知を図ります。 ▼各種イベントやコンクールなどで、図書館を利用する機会を創出することにより、利用者の社会との繋がりに寄与します。
健康教育に関する普及啓発事業	国保健康政策課	<ul style="list-style-type: none"> ▼各種健康教育の場面において「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」の紹介を行います。 ▼こころの相談窓口の紹介を行います。

(4)広報誌やホームページ等を通じた啓発

広報、ホームページ、公共施設等のコーナー設置、保健事業等において、自殺対策について啓発を行います。

事業名	担当課・関係機関	事業の概要
広報ごとう製作事業 自主放送番組制作事業 HP運営事業	情報推進課	<ul style="list-style-type: none"> ▼自殺対策の啓発として各種事業・相談窓口等の情報を住民に提供します。とりわけ「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には効果的な啓発を行います。
警察の各種相談窓口の広報	五島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ▼警察の各種相談窓口(警察安全相談、性犯罪被害110番、ヤングテレホン等)について広報を行います。
自殺対策パンフレットの配布・ホームページ掲載	五島保健所	<ul style="list-style-type: none"> ▼自殺予防や精神疾患等についての正しい知識の普及を図るため、市のホームページや広報誌への情報掲載等を積極的に行います。自殺対策パンフレットを配布します。
働く人向けの広報	商工雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> ▼ハローワークと連携し、働き方改革やワークライフバランスなどの情報を市の広報誌やホームページに掲載します。 ▼県の商工会からの職場のメンタルヘルスに関するパンフレットを地域おこし協力隊訪問の際に配布します。

4 児童生徒・若者のSOSの出し方に関する教育と受け皿

児童生徒・若者が、様々なストレスに直面した時に、一人で悩むことなく学校関係者や地域の大人等に気軽に相談できるよう児童・生徒への教育・啓発と相談体制の強化を図ります。

(1)SOSの出し方や心身の健康づくりに関する教育

事業名	担当課・関係機関	事業の概要
学校図書館活用事業	学校教育課	▼学校の図書館スペースを利用し、いじめや人権に関するコーナーを設置します。
五島っ子の心を見つめる教育週間		▼「命を大切にし他人を思いやる、心豊かでふるさとにほこりをもつ、さわやかな五島っ子」を育成する目的で行う授業を、5月から7月のいずれか1週間程度、市内すべての小・中学校において公開し、保護者や地域の人と子どもたちが交流します。これにより学校と保護者や地域住民が連携して、「地域の子どもを地域ではぐくむ」という気運が高まることをめざします。
性に関する指導推進事業		▼産婦人科などの専門医、助産師を講師として市内小・中学校に派遣し、児童生徒等に対する性に関する指導の充実を図ります。
SOSの出し方に関する教育教材の配布		▼市内小中学校にSOSの出し方に関する教育教材を配布します。
少年センター	生涯学習課	▼青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めてもらう研修会等を行います。

(2)SOSの受け皿の強化

事業名	担当課	事業の概要
教育大綱の策定	教育委員会総務課	▼小中学生の自殺対策に関する内容を「教育大綱」にも反映させます。
不登校・ひきこもり対策	学校教育課	▼関係機関と連携し、不登校・ひきこもり対策に取り組みます。
教育関係主催の研修への講師派遣等	五島保健所	▼教育関係主催の研修への講師派遣やパンフレット等の提供を行うなど、連携した取組により普及啓発を行います。

事業名	担当課・関係機関	事業の概要
青少年健全育成 連絡協議会事業	生涯学習課	▼自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れるよう、青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援します。
少年センター		▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくないため、少年補導員が巡回を行うことで徘徊している少年に注意・喚起を行います。
PTA活動の支援 事業		▼保護者の間で児童生徒の自殺の危機に対する気づきの力を高め、SOSの受け手についての啓発を図るため、自殺対策をテーマとしたセミナーや研修会等の実施をPTAに対し提案します。 ▼役員会等の場で相談窓口のリーフレット等を配布します。

(3)相談支援の充実

事業名	担当課	事業の概要
教育相談(いじめ 含む)	学校教育課	▼五島市いじめ相談窓口(いじめ110番)を設置し、電話相談を行います。
不登校児童生徒 支援事業		▼不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした教育支援教室を設置します。 ▼不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施します。 ▼不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。
生活指導・健全 育成 (教職員向け研 修等)		▼生活・生徒指導研修会を実施し、生徒指導に関する支援及び指導法の研修や情報共有の場を充実させます。
スクールソーシャ ルワーカー活用 事業		▼学校や地域と家庭をつなぐスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

5 生きることの促進要因への支援

生きることを妨げる要因を減らす取り組みを行い、生きる力を増やす取り組みを行います。市民が必要な時に活用できる「生きるための手引書」という形で、五島市の事業や関係機関が実施していることを整理しました。

生きるための手引書

目次

《項目》

- 全市民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 子育て世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 若者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 高齢者の家族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 難病・結核等の病気を持っている市民・・・・・・・・・・・・・35
- 障がい者及びその家族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 生活困窮・無職・多重債務・労働問題等・・・・・・・・・・・・・38
- ひきこもり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 火事などの災害にあった市民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

《手引きの使い方》

上記のあてはまる項目をえらび、そのページを開き、ご自身にあてはまる条件「どんな時」を選びます。



【子育て世帯】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
妊娠した時	国保健康政策課	母子健康手帳の交付	▼妊娠届の際にアンケートを実施するとともに必ず保健師と面接を実施します。妊婦との面接にて直接観察またはアンケート内容の聞き取りより、妊婦自身の健康状態を把握し、問題があれば妊娠中からの支援を開始し、関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。
子育ての相談をしたいとき	社会福祉課	子育てサービス利用者支援事業(歩む)	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に応じます。 ▼様々な専門機関と連携しながら相談に応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応します。
		地域子育て支援センター事業	▼乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談に応じます。 ▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもあるため、そうしたリスクの軽減を図るとともに、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応につながるよう保護者が集い交流できる場を設けます。
	国保健康政策課	乳児家庭全戸訪問事業	▼出生したすべての赤ちゃんへの訪問をし、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなぎます。 ▼訪問状況について関係者が定期的にケースカンファレンスをおこない、支援の必要性、方法、役割分担等について協議します。

【全市民】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
国民健康保険の相談をしたいとき	国保健康政策課	保険料の賦課、収納、減免	▼保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくないことから、納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげます。
国民年金の相談をしたいとき	国保健康政策課	国民年金法に基づく法定受託事務及び協力・連携事務	▼保険料の納付が困難な保険者に対し、免除制度及び将来の年金額確保の為に追納等の案内を確実にを行います。 ▼障がい年金についての相談の際は、社会福祉課・長寿介護課等の各種支援につなげられるよう案内を行います。
健康状態を確認し、生活習慣を見直したいとき	国保健康政策課	特定健診・特定保健指導	▼生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を行います。 ▼特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師、管理栄養士などが生活習慣を見直すサポートをします。
長期的に医療機関を受診しているとき	国保健康政策課	重複多受診者訪問指導	▼国民健康保険の被保険者の健康相談、適正受診の訪問指導を行います。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行います。
心の悩みや苦しみを相談したいとき	国保健康政策課	精神保健相談（精神障がい者の早期発見・早期治療）	▼精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくないため、早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減に努めます。

【全市民】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
心の悩みや苦しみを相談したいとき	五島保健所	メンタルヘルスの専門相談	<ul style="list-style-type: none"> ▼精神保健相談を実施します。 ▼専門医療機関を紹介します。 ▼児童思春期病棟をもつ専門医療機関を紹介します。 ▼当事者、関係者からの連絡により、必要に応じて家庭訪問します。
		メンタルヘルス面での精神科医との連携	<ul style="list-style-type: none"> ▼身近な精神科等の医療機関についての相談を受けます。
身近な場所で生活や福祉の相談をしたいとき	社会福祉協議会	生活・福祉に関する心配ごと相談(民生委員・児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> ▼担当する地域の高齢者や障害がある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を実施します。 ▼心配ごととの状況により、早期に関係機関につなぎます。
就職先を探したいとき	商工雇用政策課	企業フェスタ	<ul style="list-style-type: none"> ▼キャリアコンサルタントによる職業適性検査を行い、適性に応じた職業選択できるよう支援します。
法的な問題を相談したいとき	法テラス	弁護士相談	<ul style="list-style-type: none"> ▼負債、離婚、遺産相続、労働問題、交通事故をはじめ、いかなる法的問題にも対応します。 ▼一定の所得・資産基準を満たす方への無料法律相談(それ以外の方は有料法律相談)を実施します。 ▼法律相談の結果、弁護士を通じた示談交渉や訴訟が必要となった場合の、代理人としての活動(費用は一定の場合は月々の分割払い)を実施します。
就職したいとき	ハローワーク	求職者の早期再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ▼求人の確保や求人・求職のマッチングを行います。 ▼非正規労働者に対する就職支援、子育て女性等に対する就職支援等きめ細やかな職業相談を実施します。

【全市民】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
就職したいとき	ハローワーク	若年者、高齢者、障がい者への就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ▼新規学校卒業者や未内定者に対し、教育機関と連携して就職支援を行います。 ▼高齢者の早期再就職や雇用の場の確保を行います。 ▼障がい者個々のニーズに合わせ、福祉・教育・医療機関等との連携により就労支援を行います。
青少年や女性の犯罪につながるような問題が生じたとき	五島警察署	青少年・子ども・女性・一般の困りごと相談事案の適切な警察措置と関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ▼青少年問題全般、女性に関する相談、女性の被害時の相談を受けます。 ▼困りごと全般の相談を受けます。 ▼相談の状況に応じて、関係機関につなぎます。
大切な人が自殺未遂をしたとき	五島中央病院 精神科	自殺未遂(企図)事案の家族等への精神的支援	▼自殺未遂者の家族等に対する対応とカウンセリングなどのサポートを行います。
	国保健康政策課	精神保健相談	▼自殺未遂者の家族等からの相談を受けます。相談の状況に応じて、関係機関につなぎます。
大切な人を自殺で亡くしたとき	五島保健所 国保健康政策課	自死遺族支援(自死遺族のつどい)	<ul style="list-style-type: none"> ▼自死遺族の方々が安心して参加できる場所を提供します。 ▼自死遺族のつどいの開催に保健所と市が共同して取り組みます。

【子育て世帯】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
	国保健康政策課	乳幼児健康診査 乳幼児相談	<p>▼各事業を実施していく中で、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクについてアセスメントし、相談にのります。母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を行います。</p> <p>▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開します。</p>
子育ての相談をしたいとき	国保健康政策課	妊産婦相談 新生児訪問指導 乳幼児訪問指導	<p>▼妊娠中から育児期を通して保健師等との関係づくりを行い安心して子育てができるよう指導助言します。支援していく中で産後うつや育児によるストレスなど母親の自殺リスクについてアセスメントし、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進します。</p>
		児童虐待ゼロプロジェクト	<p>▼産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険があるため、出産直後の早期段階から保健師等の専門職が関わり、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続します。</p>
		離乳食教室	<p>▼離乳食に関する教室を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りをし、問題を早期に発見し対応します。</p>
子どもの発達に応じた子育ての相談をしたいとき	国保健康政策課	幼児発達専門相談	<p>▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与します。</p> <p>▼必要時には他の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供します。</p>

【子育て世帯】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
子どもの発達に応じた子育ての相談をしたいとき	国保健康政策課	幼児健診後フォローアップ教室(すくすく広場)	<p>▼発達に課題のある児の子育てにおいては、母親が育てにくさを感じ、育児ストレスがたまることで自殺のリスクも出てくるため、子どもの特性を理解し対応法を学ぶことで、不安の軽減につながるよう支援します。</p> <p>▼必要時には他の関係機関へつなぎ、引き続き支援を受けながら子どもの成長を楽しめるように支援します。</p>
障がいのある子どものことについて相談したいとき	社会福祉課	障がい児支援に関する事務	<p>▼保護者に過度な負担が掛かるのを防ぐため、障がい児を抱えた保護者への相談支援を提供します。</p>
就学時に子どもの発達の不安があるとき	学校教育課	就学に関する事務	<p>▼就学相談員を配置し、早期支援と切れ目ない支援体制で、0歳から義務教育終了まで一人一人の教育的ニーズに合った就学支援を行います。</p>
子どもを預かってほしいとき	社会福祉課	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ事業)	<p>▼子どもの一時預かりを、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機とします。</p>
		ファミリー・サポート・センター事業	<p>▼育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人をつなぎます。</p>
ひとり親になったとき	社会福祉課	児童扶養手当支給事務	<p>▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があるため、扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用します。</p>
		ひとり親家庭等医療費助成事務	<p>▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいため、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応を行います。</p>

【子育て世帯】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
ひとり親になったとき	社会福祉課	自立支援教育訓練給付金	<p>▼適職に就くために必要な資格や技能を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。</p> <p>▼給付金申請時に、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげます。</p>
		高等職業訓練促進給付金	<p>▼就職の際に有利な国家資格の取得を目指して養成機関に通う場合、訓練促進給付金を支給して経済的支援を行います。</p> <p>▼給付金申請時に、自殺のリスクを抱えた方を把握して、支援へとつなげます。</p>
子どもの就学にあたって経済的に困っているとき	教育委員会 総務課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	<p>▼経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。</p> <p>▼特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。</p>
経済的に困っているとき	教育委員会 総務課	奨学金に関する事務	<p>▼学校において、支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行います。</p>
震災にあったとき	教育委員会 総務課	震災児童生徒就学援助事業	<p>▼援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へとつなぎます。</p>

【若者】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
心の悩みや苦しみを相談したいとき	五島中央病院 精神科	青少年・子どもの精神科疾患に関する 診断・治療	▼青少年・子どもの精神科疾患に関する診断・治療を行います。
働くことに不安や悩みを抱えているとき	若者サポートステーション	若者の就労支援	▼個別相談、グループワーク、職場体験・見学、就活支援により、15歳～39歳までの就職支援を行います。 ▼関係機関と連携して若者の就労を支援します。
ひきこもりや不登校などの悩みを抱えているとき	若者サポートステーション	青少年・子どもに関する相談	▼青少年・子どもに関する相談(不登校、ひきこもり、ニート等)、社会生活を円滑に営む上での様々な問題や悩みについての総合相談を実施します。

【高齢者】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
知識と経験を活かしたいとき	長寿介護課 五島市シルバー人材センター	シルバー人材センター事業	<p>▼社団法人五島市シルバー人材センターへ運営費補助金として支出し、元気高齢者の活動を支援します。</p> <p>▼会員向け研修会で、万が一の時のために、高齢者の自殺実態とその対策(気づきと対応等)について説明し、同年代の高齢者のリスクの察知と対応についての理解促進を図ります。</p>
食事の用意ができないとき	長寿介護課	五島市配食サービス事業	<p>▼日常生活を営むのに支援が必要で食事の用意が出来ない場合、栄養のバランスのとれた食事を提供します。</p> <p>▼食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ります。</p>
	社会福祉協議会	社会福祉協議会ボランティア弁当	
閉じこもりがちになっているとき	長寿介護課	第1号通所事業	<p>▼介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、支援につなぎます。</p>
		介護予防普及啓発事業(男の料理教室)	<p>▼高齢男性のなかには周囲とのつながりが少なく、地域において孤立してしまう方もいるため、事業の参加機会を捉えて、健康状態を把握し、必要時に適切な機関へつなぎます。</p>

【高齢者の家族】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
在宅介護を行っているとき	長寿介護課	家族介護慰労金事業	<p>▼家族介護慰労金を支給することにより、在宅介護の労をねぎらい家族の負担の軽減を図ります。</p> <p>▼家族介護慰労金の支給決定の際に訪問し、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげます。</p>
認知症の介護を行っているとき	長寿介護課	五島おれんじの会 (認知症の家族の会)	<p>▼認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症家族の会を実施します。</p> <p>▼支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援(新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ)の強化を図ります。</p>
		認知症の相談窓口、対応方法の明確化 (認知症ケアパス)	<p>▼認知症の進行状況に合わせた対応や、相談をすることで認知症の本人、家族の不安や負担軽減につなげます。</p>
		認知症カフェ	<p>▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進を図ります。</p>

【難病・結核等の病気を持っている市民】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
悩みや苦しみを相談したいとき	五島保健所	難病・結核等患者の慢性疾患等への精神的支援	▼難病や結核等患者の慢性疾患患者等へメンタルヘルスを意識した取り組みを行います。

【障がい者及びその家族】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
食事の支援を受けたいとき	社会福祉課	五島市配食サービス事業	▼独居障がい者世帯、障がい者のみの世帯等を訪問してバランスのとれた食事を提供します。 ▼安否確認による障がい者の状態把握を行います。
自立したいとき	社会福祉課	訓練等給付に関する事務	▼自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付の相談に応じます。 ▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での窓口となります。
働きたいとき	社会福祉課	障がい者就労支援センターの運営(補助金交付)	▼障がい者への就労支援を通じて、仕事以外の問題にも気づき、必要な場合には支援先につなぐ等の対応により、必要な支援への窓口となります。
悩みや苦しみを相談したいとき	社会福祉課	精神保健(精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進)	▼精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくないため、早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減に努めます。
日常生活の支援を受けたいとき	社会福祉課	介護給付に関する事務	▼居宅介護・生活介護・短期入所等の介護給付の相談に応じます。 ▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援へとつなげる上での窓口となります。
身近な場所で相談したいとき	社会福祉課	巡回相談「かたらん会」	▼障がい者や家族が悩みを相談したり、情報交換を行ったりする機会を設けます。 ▼利用できるサービスや制度の情報を提供し、介護の軽減を図るとともに、会への参加や参加促しにより、生活状況等を把握することで、自殺リスクの軽減に寄与します。

【障がい者及びその家族】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
家族が介護を一時的に休みたいとき	社会福祉課	日中一時支援事業	▼介護の負担を軽減するという意味で、介護の一時的軽減を支援します。
虐待を受けているとき	社会福祉課	障がい者虐待の対応	▼当人や家族等、擁護者を支援します。 ▼虐待への対応を糸口に背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点にもなるよう努めます。
独居で重度障害があり、連絡手段を確保してほしいとき	社会福祉課	緊急通報システム(独居重度障がい者)	▼通報システムの設置を通じて、独居の重度身障者の連絡手段を確保します。

【生活困窮・無職・多重債務・労働問題等】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
住宅の確保が難しいとき	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	▼住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねず、住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となるよう努めます。
生活保護を利用したいとき	社会福祉課	生活保護に関する事務	▼生活保護利用者(受給者)は、自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっているため、各種相談・支援の場を提供します。 ▼扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎます。
経済的な問題で、学習支援が不足しているとき	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	▼子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となるため、支援につなぐ機会、接点となるよう努めます。
市営住宅を利用しているとき	建設課	市営住宅家賃滞納整理対策	▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高い方がいるため、そうした相談を様々な支援につなげられる体制を作ります。
生活に困りごとや不安を抱えているとき	社会福祉協議会	生活困窮者自立支援事業	▼支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

【生活困窮・無職・多重債務・労働問題等】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
生活の立て直しや経済的に自立したいとき	社会福祉協議会	貸付事業	▼賃貸住宅入居時の敷金・礼金等のための資金や、生活を支援するための資金(総合支援資金)等の貸付事業を行います。
多重債務で困っているとき	市民課	消費者相談	▼多重債務に関する相談に対応し、必要であれば法的機関に繋がります。(司法書士、弁護士、裁判所)
多重債務 離婚 相続 労働問題 交通事故等で困っているとき	法テラス	司法過疎対策事業、 民事法律扶助事業、 司法ソーシャルワーク事業	▼負債、離婚、遺産相続、労働問題、交通事故をはじめ、いかなる法的問題にも対応します。 ▼一定の所得・資産基準を満たす方への無料法律相談(それ以外の方は有料法律相談)を実施します。 ▼法律相談の結果、弁護士を通じた示談交渉や訴訟が必要となった場合の、代理人としての活動(費用は一定の場合は月々の分割払い)を実施します。
就職したいとき	ハローワーク	生活保護受給者等 就労自立促進事業	▼生活保護受給者等に対する就職支援を行います。

【ひきこもり】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
働くことに不安や悩みを抱えているとき	若者サポートステーション	若者の就労支援	▼個別相談、グループワーク、職場体験・見学、就活支援により、15歳～39歳までの就職支援を行います。 ▼関係機関と連携して若者の就労を支援します。
ひきこもりや不登校などの悩みを抱えているとき	若者サポートステーション	青少年・子どもに関する相談	▼青少年・子どもに関する相談(不登校、ひきこもり、ニート等)、社会生活を円滑に営む上での様々な問題や悩みについての総合相談を実施します。
悩みや苦しみを相談したいとき	五島保健所	ひきこもり者への支援	▼ひきこもりに対するニーズに応じた必要な支援を行います。
	五島中央病院精神科	ひきこもり者への支援	▼ひきこもりに対するニーズに応じた必要な治療を行います。

【火事などの災害にあった市民】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
生活の支援を受けたいとき	社会福祉課	五島市小災害り災者に対する弔慰金等支給事業	▼災害時救助法の適用を受けるに至らない風水害火災等による被害を受けた際、見舞金、見舞品、死亡弔慰金の支給を行います。

【移住者】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
移住後の相談をしたいとき	地域協働課	移住相談事業	▼移住後も、相談に応じる中で問題に応じて関係機関につながります。

【経営者】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
経営に困っているとき	商工雇用政策課	キャリアコンサルタント活用事業	▼キャリアコンサルタントが、事業所を訪問する際、経営者に対して、健康管理(心身ともに)の重要性を伝えます。

【農業者】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
農業経営の相談をしたいとき	農業振興課	認定農業者・新規就農者への相談事業	▼農業経営改善計画の認定等の相談や後継者問題、農地等遺産処理相談に応じます。

【市職員】

どんな時	担当課・関係機関	事業名	事業の概要
			自殺対策の視点を加えた事業内容
心身の健康維持のために	総務課	職員の心身の健康維持に関する研修・健康管理事務事業	▼外部相談窓口「こころの健康相談」、ストレスチェック制度及び産業医を活用するとともに、メンタルヘルス研修や健康づくり研修などを開催して、職員の心身面における健康の維持増進を図ります。
職員が自殺したとき	総務課	職員の心身の健康維持に関する研修・健康管理事務事業	▼「こころの健康相談」臨時窓口を開設して、関係職員のメンタルサポートを図ります。 ▼自死遺族に対する支援を行い、状況に応じて他の支援先につなぎます。

第6章 数値目標と評価指標

1 数値目標

自殺対策基本法において示されているとおり、自殺対策を通じて目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会・五島市」の実現です。その実現にむけては、具体的な数値目標を定めて、それに向かって取り組み、その取り組みの効果について検証を行っていく必要があります。

《国の目標》※自殺対策大綱

2026年までに、自殺率を2015年と比べて30%減らす。

国の目標を踏まえ、五島市の自殺対策計画のめざすべき目標値を下記のように定めました。2016年の自殺死亡率（人口10万対）を15%減少させ、15.3%を目指します。

	現状	本計画の目標値	参考 (次期計画期間の目標値)
		2020年～2022年	2023年～2027年
基準年	2016年	2020～2022年の平均	2023～2027年の平均
自殺死亡率（人口10万対）	18.0	15.3	12.6
自殺者数	7人	5人以下	4人以下
対2016年比	100%	85%(15%減)	70%(30%減)

※五島市の場合、国が示す、2015年を基準とすると、その年度が過去5年の中で最も自殺者数が多く、目標値が現状よりも高い自殺者数を掲げてしまうことになるため、2014～2018年の自殺者数の平均値に最も近い2016年を基準年とすることとした。

《五島市の自殺の状況》

	2014	2015	2016	2017	2018	合計	平均
自殺統計 自殺死亡率（人口10万対） （自殺日・住居地）	22.3	30.3	18.0	10.4	23.9	21.0	21.0
自殺統計 自殺者数 （自殺日・住居地）	9	12	7	4	9	41	8.2
人口動態統計 自殺者数	9	10	8	4	0	31	6.2

五島市地域自殺実態プロフィール(2019)(JSCC2019)

2 評価指標

本計画における自殺対策の取り組みが着実に実行されているかについて、評価指標を設けて、評価します。

取り組みの柱(1) 地域におけるネットワークの強化

- 関係部署・団体との連携のための会議や事業の取り組み（実施の有無、実施回数、参加人数などのほか改善すべき点など）の報告により評価します。

評価項目	現状値 (R1)	目標値 (R4)
自殺対策ネットワーク会議の開催	年2回	年2回以上

取り組みの柱(2) 自殺対策を支える人材の育成

評価項目	現状値 (R1)	目標値 (R4)
ゲートキーパー養成講座受講者人数	未実施	・保健師・管理栄養士の受講者数 100% ・市職員の 70% ・市民向け研修会 1 回以上

取り組みの柱(3) 住民への啓発と周知

評価項目	現状値 (R1)	目標値 (R4)
相談窓口リーフレット 計画ダイジェストの設置	未設置	50 か所
メンタルヘルスの広報掲載回数	未実施	年2回（3月と9月）

取り組みの柱(4) 児童生徒・若者のSOSの出し方に関する教育

評価項目	現状値 (R1)	目標値 (R4)
こども向け SOS の出し方リーフレットの学校配布数	未実施	小中学校全校
10代の自殺者数	0人	0人

取り組みの柱(5) 生きることの促進要因への支援

評価項目	現状値 (R1)	目標値 (R4)
生きる支援関連施策 「生きるための手引書」ハンド ブック版作成	未実施	作成 庁内各課配布 関係機関等配布

五島市独自の柱 生活困窮者への支援

働き盛りであり、勤務労働問題・借金多重債務の影響を受け、生活困窮のリスクが高まる30歳代～50歳代の自殺死亡率（人口10万対）を評価指標としました。

評価項目	現状値 (2014～2018年の平均) ※国()表示と比較して、高いもの には★	目標値 (R4)
30歳～50歳代の自殺死亡率 (人口10万対)	男性 30歳代 49.01 (25.62) ★	現状値より減少
	40歳代 55.71 (28.73) ★	
	50歳代 90.51 (34.8) ★	
	女性 30歳代 0 (9.93)	
	40歳代 0 (11.29)	
	50歳代 41.53(13.29) ★	

卷末資料

- 卷末資料 1 計画策定までの経緯
- 卷末資料 2 五島市自殺対策推進体制名簿
- 卷末資料 3 五島市自殺対策推進本部設置要領
- 卷末資料 4 五島市自殺対策ネットワーク会議設置要領
- 卷末資料 5 自殺対策基本法
- 卷末資料 6 相談窓口一覧

計画策定までの経緯

計画策定の段取り	進捗状況	
1.計画策定の背景	R1.9.27	自殺対策説明会
2.市の自殺の実態		
3.策定スケジュール	R1.9.27	第1回自殺対策推進本部会議 第1回自殺対策ネットワーク会議 ※合同会議
4.事業の棚卸し	R1.11.7～11.20	自殺対策ネットワーク会議、ワーキング会議、事業棚卸およびヒアリング
	R1.11.25	第2回ネットワーク会議
	R1.12.4	第1回ワーキング会議
5.関係機関、地域の活動の把握と連携	R2.1.30	第3回自殺対策ネットワーク会議 第2回自殺対策ワーキング会議 ※合同会議
6.計画の全体像（イメージ）		
7.計画の承認	R2.2.20～R2.3.10	パブリックコメント 委員会報告
	R2.3.19	第2回自殺対策推進本部会議



令和元年度自殺対策推進体制名簿

推進本部		ワーキング(庁内連携)会議			ネットワーク会議			
市長	野口市太郎					五島保健所	近藤 徹	
副市長	吉谷清光					五島中央病院精神科	小田 孝	
教育長	藤田清人					五島警察署	前田 訓秀	
監査委員事務局長	市川良二					五島公共職業安定所	濱村 謹市	
議会事務局長	山田 栄					法テラス五島法律事務所	寺井研一郎	
総務企画部長	久保 実	総務課長	山本強		課長補佐	出口 敏春	社会福祉協議会	向原 知
		政策企画課長	小田正広	まちづくり推進班	係長	馬場寄 初則	五島若者サポートステーション	草野 久幸
		財政課長	坂本 聡					
		情報推進課長	入口吉高	広報広聴班	係長	平野 梓		
		税務課長	濱里徳久	収納班	課長補佐	江頭 康一		
市民生活部長	戸村 浩志	市民課長	白濱寿喜	住民生活係	係長	尾崎 克厚		
		社会福祉課長	今村 晃		課長	今村 晃		
		長寿介護課長	中村邦夫	長寿支援班	係長	出口 富美恵		
		国保健康政策課長	川上敏宏					
		生活環境課長	太田 税	環境班	課長補佐	吉原 寿昭		
地域振興部長	大賀 義信	商工雇用政策課長	橋口雅子	商工交通班	主事	高井良 啓太		
		地域協働課長	庄司 透	地域づくり協働班	係長	川端 博之		
		再生可能エネルギー推進室長	北川数幸					
		観光物産課長	角野 隆	観光物産班	係長	川邊 亮		
		スポーツ振興課長	谷合眞治	市民スポーツ班	係長	田村 新太郎		
農林水産部長	田端 正之	農業振興課長	田脇栄二	農務班	係長	山口 徳広		
		農林整備課長	坂本 力	椿振興班	係長	谷川 道宏		
		水産課長	井川吉幸	水産振興班	課長補佐	平山 研吾		
		建設課長	針崎善英	建設住宅班	課長補佐	野茂 剛		
建設水道部長	出口秀幸	管理課長	横枕孝規	空き家・公園班	係長	橋本 清隆		
		水道課長	米山尚志	業務班	課長補佐	谷川 安昭		
		会計管理者兼課長	佐々野祐八					
教育委員会		総務課	蓮本光之	総務班	係長	谷川 克博		
		学校教育課	角田亮明	学校教育班	係長	入江 友彦		
		生涯学習課	大塚昭三	生涯学習推進班	係長	鷹見 留美		
消防本部(消防長)	今村威徳	次長	高来長徳					
		消防署長	今村善隆	警防係	課長補佐	川口 俊次郎		
支所		富江支所長	山崎 健					
		玉之浦支所長	竹野 茂	救急救助係	係長	入江 甚成		
		三井楽支所長	吉田典昭					
		岐宿支所長	中野邦彦					
		奈留支所長	夏井勝幸					

五島市自殺対策推進本部設置要領

(設置)

第1条 市は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を実施することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は別表1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の職員を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庁内連携会議)

第6条 本部に、所掌事務を行わせるため、自殺対策ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を置く。

- 2 ワーキング会議は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は国保健康政策課長をもって充て、副幹事長は、社会福祉課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる課又は署の課長又は署長が指名する職員をもって充てる。
- 5 幹事長は、会務を総理し、ワーキング会議を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要に応じてワーキング会議を招集し、これを主宰する。
- 8 幹事長は、ワーキング会議における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部及びワーキング会議の庶務は、国保健康政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和元年9月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

部署名	役職名
総務企画部	部長
	総務課長
	政策企画課長
	財政課長
	情報推進課長
	税務課長
市民生活部	部長
	市民課長
	社会福祉課長
	長寿介護課長
	国保健康政策課長
	生活環境課長
地域振興部	部長
	商工雇用政策課長
	地域協働課長
	再生可能エネルギー推進室長
	観光物産課長
	スポーツ振興課長
農林水産部	部長
	農業振興課長
	農林整備課長
	水産課長
建設水道部	部長
	建設課長
	管理課長
	水道課長
会計 支所	会計課長
	富江支所長
	玉之浦支所長
	三井楽支所長
	岐宿支所長
	奈留支所長
教育委員会	総務課長
	学校教育課長
	生涯学習課長
議会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
農業委員会事務局	事務局長
消防本部	消防長 次長 署長

別表2 (第6条関係)

部署名	課名
総務企画部	総務課
	政策企画課
	情報推進課
	税務課
市民生活部	市民課
	社会福祉課
	長寿介護課
	国保健康政策課
	生活環境課
地域振興部	商工雇用政策課
	地域協働課
	観光物産課
	スポーツ振興課
農林水産部	農業振興課
	農林整備課
	水産課
建設水道部	建設課
	管理課
	水道課
教育委員会	総務課
	学校教育課
	生涯学習課
消防本部	総務課
	消防課
	消防署

五島市自殺対策ネットワーク会議設置要領

(設置)

第1条 市は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を実施することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、五島市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、市並びに次に掲げる機関及び団体（以下「団体」という。）の代表者又は団体から推薦された者を構成員として組織する。

- (1) 医療・保健・福祉機関
- (2) 商工労働機関
- (3) 警察
- (4) 民間団体
- (5) その他の団体

2 ネットワーク会議に座長を置く。

3 ネットワーク会議の座長は、国保健康政策課長をもって充てる。

4 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

5 座長は、必要があると認めるときは、ネットワーク会議に当該構成員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第4条 ネットワーク会議に出席及び参加する者は、会議及び業務上知り得た秘密は全てこれを他に漏らしてはならない。ネットワークの構成員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画策定準備期間から計画実施期間満了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、国保健康政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和元年9月25日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	団体名
医療	五島中央病院精神科
保健	五島保健所
福祉	五島市社会福祉協議会
商工労働機関	五島公共職業安定所
警察	五島警察署
その他団体	五島若者サポートステーション
	法テラス五島法律事務所

自殺対策基本法

発令　：平成18年6月21日号外法律第85号

最終改正：平成28年3月30日号外法律第11号

改正内容：平成28年3月30日号外法律第11号[平成28年4月1日]

○自殺対策基本法

〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

〔総理・総務・財務・文部科学・厚生労働大臣署名〕

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況あり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければな

らない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）

を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有す

る者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 [略]

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一

項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

相談窓口一覧

ひとりで悩まないで！抱え込まないで！まずは話すことから

【五島市役所の主な相談窓口】				
部名	課名	係名	電話番号	受付時間
市民生活部	市民課	住民生活係	0959-72-6112	8:30~17:15 (土日祝日を除く)
	社会福祉課	総務班	0959-72-6177	
		こども家庭未来班	0959-72-6117	
		保護班	0959-72-6117	
		障がい福祉班	0959-72-6117	
	長寿介護課	長寿支援班	0959-72-6194	
	国保健康政策課	国保・年金班	0959-88-9166	
		健康づくり班	0959-74-5831	
		母子保健班	0959-74-5831	
地域振興部	商工雇用政策課		0959-72-7861	
	地域協働課		0959-76-3070	
農林水産部	農業振興課		0959-72-7816	
教育委員会	総務課	総務班	0959-72-7905	
	学校教育課	学校教育班	0959-72-7801	
【その他の相談機関】				
相談機関名称			電話番号	受付時間
五島保健所			0959-72-3125	9:00~17:45 (土日祝日を除く)
五島市社会福祉協議会			0959-74-5511	8:30~17:15 (土日祝日を除く)
五島警察署			0959-72-8110	
五島公共職業安定所			0959-72-3105	8:30~17:15 (土日祝日を除く)
法テラス五島法律事務所			050-3383-0516	9:00~17:00 (土日祝日を除く)
五島若者サポートステーション			0959-74-0235	10:00~17:00 (土日祝日を除く)
長崎いのちの電話			095-842-4343	9:00~22:00(年中無休、毎月第1・3土曜は24時間)
長崎子ども・女性・障害者支援センター			095-846-5115	9:00~17:45 (土日祝日を除く)
子ども・家庭110番			095-844-1117	9:00~20:00 (祝日を除く)
長崎配偶者暴力相談支援センター			095-846-0565	9:00~17:45 (土日祝日を除く)
女性ホットライン長崎(NPO法人DV防止ながさき)			0955-832-8484	13:00~17:00(月・水・土) 19:00~21:00(月・水)